

安城市手話言語条例（案）パブリックコメント意見募集結果

1 意見募集の概要

- (1) 意見募集期間 令和5年11月14日（火）～12月13日（水）
- (2) 周知の方法 広報あんじょう（11月号）、市公式ウェブサイト、市LINE公式アカウント及び手話（動画）
- (3) 閲覧場所 市役所障害福祉課、へきしんギャラクシープラザ（文化センター）、各地区公民館、青少年の家、市民会館、市民交流センター、東祥アリーナ安城（市体育館）、図書情報館（アンフォーレ内）、あんぱ〜く、子ども発達支援センターあんステップ、社会福祉会館、各福祉センター ※市公式ウェブサイトにも掲載
- (4) 意見を提出できる人 ①市内に在住・在勤・在学している ②市内に事業所などを有する ③市内で活動している ①～③いずれかに該当する人
- (5) 意見提出方法 住所・氏名とご意見を記入し、持参か郵送、ファクス、電子メール、あいち電子申請システムで障害福祉課まで提出
（手話による意見提出は障害福祉課窓口で相談）

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出人数 1名
- (2) 意見総数 1件
- (3) 提出方法 持参0件、郵送0件、ファクス0件、電子メール1件、あいち電子申請システム0件、手話による意見0件
- (4) 結果の公表 広報あんじょう（2月号）、市公式ウェブサイト、市役所障害福祉課、へきしんギャラクシープラザ（文化センター）、各地区公民館、青少年の家、市民会館、市民交流センター、東祥アリーナ安城（市体育館）、図書情報館（アンフォーレ内）、あんぱ〜く、子ども発達支援センターあんステップ、社会福祉会館、各福祉センター

3 提出された意見及び市の考え方について

ご意見を募集した結果、1名の方から1件のご意見をいただきました。これらのご意見への本市の考え方は以下のとおりです。

なお、提出されたご意見は、趣旨を損なわない範囲で要約しております。

【意見区分】

- A：ご意見を受けて加筆・修正したもの （ 0件）
- B：ご意見の考え方が現行案に含まれていたもの （ 0件）
- C：現行案とおりのしたもの （ 1件）
- D：案に関連する質問など （ 0件）

| 番号 | 条例案の該当箇所 | ご意見の概要 | 市の考え方 | 条例への反映 | 意見区分 |
|----|----------|---|---|---|------|
| 1 | 第7条 | <p>安城市内には高等学校がたくさんあるので高校も含めてはどうですか。手話は若いうちに触れる機会が多いことで、誰もが手話の認識が高まる。中学生よりも高校生の方が大人に近い分、聴覚障害者への理解と手話についてもより考えることができると思います。また、児童だけでなく職員一同という文言も加えた方が生徒への認識をあげる手助けもしてもらえるかと思えます。</p> | <p>本条は、市内の小中学校は市が管理運営しているものであること、在籍する児童・生徒の年齢が比較的低いことを踏まえ、学校という場でその児童・生徒に対して、市として特に積極的に啓発を行う必要があるとの認識に基づいて規定しています。</p> <p>ご意見のとおり、学校職員や高校生等若い世代への啓発も重要と考えております。一方、これらの方々は学校の場に限らず有効な啓発方法が他にもあると考えられますので、第3条第1号に規定する市の責務として講ずる手話の理解の促進及び普及に関する施策の中で対応していくことを予定しています。</p> | <p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、条例の内容は従前のままとさせていただきます。</p> | C |